○大洗町地方卸売市場条例施行規則

(昭和47年12月23日規則第7号)

改正 平成元年 3 月 23 日規則第 3 号 平成 12 年 9 月 28 日規則第 22 号 平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号平成 27 年 9 月 25 日規則第 18 号 令和 2 年 3 月 6 日規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大洗町地方卸売市場条例(昭和47年大洗町条例第20号。以下「条例」という。)第52条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語 の例による。

(開場の期日の変更)

第3条 条例第6条第2項の規定による申し出は, (臨時休業/臨時営業)承 認申請書(様式第1号)によるものとする。

(開場の時間の変更)

第4条 条例第7条の規定による申し出は、開場時間変更承認申請書(様式第2号)によるものとする。

(卸売業者の許可申請及び許可証の交付)

- 第5条 条例9条第2項の規定による申請書は、卸売業者許可申請書(様式第3号)によるものとする。
- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を精査し、卸売業者の許可をしたときは、卸売業者許可証(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(卸売業者の廃止の届出)

第6条 条例第11条の規定による届け出は、卸売業者廃止届(様式第5号) によるものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第7条 条例 12条第3項の規定による申請は、その申請が事業の譲渡し及び 譲受けに係るものであるときは、営業又は事業の譲渡し(又は譲受け)認可 申請書(様式第6号)によるものとし、その申請が合併又は分割に係るもの であるときは、企業の合併(分割)認可申請書(様式第7号)によるものと する。

(誓約書)

第8条 条例第13条第1項の規定による誓約書は、誓約書(様式第8号)によるものとする。

(卸売業者の保証金の額)

- 第9条 条例第13条第3項の規定による保証金の額は200,000円とする。
- 2 保証金を預託する卸売業者は、前項の保証金に保証金預託書(様式第9号)を添えて、町長に提出しなければならない。

(保証金追納期日)

第10条 条例第15条第1項の規定による保証金の不足額の追納期日は,不足額を生じた日から3日までに保証金追納預託金(様式第10号)により追納することとする。

(せり人の届出)

第 11 条 条例 17 条第 1 項の規定による届け出は, せり人届出書(様式第 11 号)によるものとする。

(買受人の承認申請書)

- 第12条 条例第19条第1項の規定による買受人の承認を受けるための申請は、条例第24条で届け出のあった組合員の資格を有する者が、買受人承認申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者が個人である場合
 - ア 住民票の写し
 - イ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
 - ウ 買受見込額
 - エ その他町長が必要と認める書類
 - (2) 申請者が法人である場合
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
 - ウ 買受見込額
 - エ その他町長が必要と認める書類

(買受人補助員の承認申請書)

第12条の2 条例第19条第2項の規定による買受人補助員の承認を受けるための申請は、買受人補助員承認申請書(様式第13号)に住民票の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(買受人承認書及び買受人章の交付)

- 第13条 町長は、買受人の承認をしたときは、買請人承認書(様式第14号。 「以下「承認書」という。」)及び買受人章をを交付するものとする。
- 2 買受人は、承認書を卸売業者に提示して売買契約を締結しなければならない。

(買受人補助員承認書及び買受人補助員章の交付)

第13条の2 町長は、買受人補助員の承認をしたときは、買受人補助員承認書 (様式第15号)及び買受人補助員章を交付するものとする。

(買受人章等の着用)

第13条の3 買受人又は買受人補助員は、市場内において町長が交付する買受 人章又は買受人補助員章を着用しなければならない。

(卸売業者との売買契約の締結)

- 第14条 買受人は、承認書の交付を受けた後でなければ卸売業者との売買契約はできない。
- 2 卸売業者との売買契約には、承認書の写しを添付しなければならない。 (買受人との契約報告)
- 第15条 卸売業者は,第12条第2項の規定による買受人と売買契約を締結したときは,買受人との契約者報告書(様式第16号)により町長へ報告しなければならない。

(名称変更等の届出)

第16条 条例第20条第1項第1号の規定による届け出は、住所、名称、商号等変更届(様式第17号)によるものとし、同項第2号の規定による届け出は、買受人業務廃止届(様式第18号)によるものとする。

(買受人組合設立届)

第17条 条例第24条の規定による届け出は、買受人組合設立届(様式第19号)によるものとし、届け出の内容を変更したときは、買受人組合規約役員の変更届(様式第20号)によるものとする。

(販売手数料の届)

第 18 条 条例第 32 条の規定による届け出は,販売受託手数料届(様式第 21 号)によるものとする。

(月間卸売数量等の報告)

第19条 条例第36条第3項の規定による報告は,月間卸売高報告書(様式第22号)によるものとする。

(検査の証票)

- 第20条 条例第36条第2項の規定による検査に当たる職員の身分を示す証票 は、大洗町地方卸売市場業務検査員証(様式第23号)によるものとする。 (市場使用の許可申請書等)
- 第21条 条例第39条,第41条第1項及び第42条の規定による市場の使用の 許可申請書は、市場使用許可申請書(様式第24号)によるものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請の許可をしたときは、市場使用許可書(様式第25号)を交付するものとする。

(市場使用料)

- 第22条 条例第46条の規定による徴収方法は、次のとおりとする。
 - (1) 市場使用料は、その月分を翌月15日までに徴収する。
 - (2) 前号以外の使用料は1日分又は1月分若しくは1年分を使用前に徴収する。

附則

- 1 この規則は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 昭和44年11月1日大洗町魚市場条例施行規則第13号は、施行の日から廃止する。

附 則(平成元年3月23日規則第3号)

- この規則は,平成元年4月1日から施行する。 附 則(平成12年9月28日規則第22号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規則第5号)

- この規則は,平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年9月25日規則第18号)
- この規則は,公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月6日規則第2号)

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

		臨時休業	- -■	⇒刃	ь	請			
		臨時営業	小	武公	Ψ'	百月	音		
								年	
大洗町長	様								

名 称 又 は 代表者氏名

月

大洗町地方卸売市場条例施行規則第3条の規定により下記のとおり臨時休業, 臨時営業したいので承認されたく申請いたします。

臨時位	臨時休業日		年	月	日	午	時	分から
臨時常	営業日		年	月	日	午	時	分まで
理	由							

									- ·	
開	描	莊	問	깼	由	7±1	認	\Box	霊書	聿
1-11-1	rm	HZT	181	<i>→</i>	·4.	/=\	mir.	-	n 🖂	\rightarrow

大洗町長 様

住 所

名 称 又 は 代表者氏名

大洗町地方卸売市場条例施行規則第3条の規定により開場時間を変更したいので、下記のとおり申請いたします。

変更す	る	年	月	日	午	時	分から
開場時	間				午	時	分まで
理	间 由				+	时———	ガまぐ

卸売業務許可申請書

大洗町長 様

申請者 住 所 氏 名 ®

卸売業務を行いたいので、大洗町地方卸売市場条例第9条第2項の規定により申請する。

- 1 卸売業務を行おうとする市場の名称
- 2 名称, 代表者の氏名及び住所
- 3 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 4 その他必要認める事項

第 号

卸売業務許可証

卸売業者 住 所 氏 名

- 1 許 可 番 号 第 号
- 2 許可年月日
- 3 卸売業務を行う市場の名称
- 4 卸売業務を行う市場の位置
- 5 卸売業務を行う取扱品目の部類

年 月 日

大洗町長

印

卸売業務廃止届

大洗町長様

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 ⑩

卸売業務を廃止したので、大洗町地方卸売市場条例第11条の規定により届け出る。

- 1 卸売業務を行っていた市場の名称
- 2 取扱品目の部類
- 3 卸売業務許可年月日

営業又は事業の譲渡し(又は譲受け)認可申請書

大洗町長様

営業又は事業の譲渡し(又は譲受け)をしたいので、大洗町卸売市場条例第1 2条第3項の規定により申請する。

- 1 譲渡し(又は譲受け)の相手の氏名及び住所 (法人にあっては,名称,代表者の氏名及び住所)
- 2 譲渡し(又は譲受け)をしようとする理由
- 3 譲受けの場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

企業の合併(分割)認可申請書

大洗町長様

申請者 住 所 氏 名 ®

企業の合併(分割)をしたいので、大洗町地方卸売市場条例第12条第3項の規 定により申請する。

- 1 合併(分割)しようとする法人名及び住所
- 2 合併(分割)し卸売の業務を行おうとする法人の名称及び住所
- 3 合併(分割)しようとする理由
- 4 合併(分割)後の資本金又は出資の額及び役員の氏名

	誓	約	書			
				年	月	日
大洗町長	様					
		住	所			
		名代	称 又 は 表者氏名			Ð

大洗町地方卸売市場における,卸売業者として,大洗町地方卸売市場条例第9条第3項第1号から第6号までの規定に該当しないことを,同条例第13条第1項に基づく同施行規則第8条の規定によりここに誓約いたします。

					保	証	金	預	託	書			
	大 潭	 七町長	· 杉	É							年	月	日
	八旬	Γ ₁₁ 1 ΤΧ	. 12	K					住	所			
									名 称 代表者	又は氏名			
-	大洗町	丁地方	卸売市	 占場	&例第	; 13 条.	及びカ	 包行規	見則第	9 条の	規定に	よる保	証金を
預詞	托いた	こしま	す。										
							誩	1					
1	保証	金預	託額										
						_	一金				円也		
2	誓	約	書										
						1	L通						

		保	: 証	金	追	納	預	託	書			
	l vil ma	126								年	月	日
	大洗町長	様					住		所			
									又は氏名			
-	大洗町地方卸	売市場条	例第	15 <i>§</i>	条第	1項	の規	定に	よる係	保証金の	追納金	を預託
レンフ	たします。											
						記						
1	保証金追納	預託額										
	N HTT 375 YE W 1	174 11 114		-	一金					円也		

せり人届出書

大洗町長 様

 届出人 住 所

 氏 名

大洗町地方卸売市場条例第17条の規定により、下記の者をせり人としたので、同条第2項の規定により届け出る。

せり人氏名	せり人の住所	せり人としての経 験又はせり売関連 業務の経験年数	せり人研修参加 の有無

様式第 12 号 (第 12 条関係)

買受人承認申請書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名 称

代表者名

大洗町地方卸売市場条例第19条の規定により大洗町地方卸売市場における買受人として、営業をしたいので承認くださるよう下記のとおり必要書類を添えて申請いたします。

- 申請者が個人住民票申請者が法人定款及び登記事項証明書
- 2 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
- 3 買受人組合員の資格のわかるもの
- 4 買受見込額 円
- 5 その他町長が必要と認める書類
- 6 荷 印

様式第13号(第12条関係)

買 受 人 承 認 申 請 書(補助員)

年 月 日

大洗町長 様

住 所

代表者名

大洗町地方卸売市場条例第 19 条第 2 項の規定により大洗町地方卸売市場における買受人補助員として、営業をしたいので承認くださるよう下記のとおり必要書類を添えて申請いたします。

- 申請者が個人住民票申請者が法人定款及び登記事項証明書
- 2 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
- 3 買受人組合員の資格のわかるもの
- 4 買受見込額 円
- 5 その他町長が必要と認める書類
- 6 荷 印

買受人承認書

様

大洗町長

大洗町地方卸売市場の買受人として承認する。

住 所	
名称	
代表者名	
電話番号	

買受人章

買受人章

(承認番号)



大洗町地方卸売市場

買受人補助員承認書

様

大洗町長

大洗町地方卸売市場の買受人補助員として承認する。

住所	
名称	
代表者名	
電話番号	

買受人補助員章

買受人補助員章

(承認番号)



大洗町地方卸売市場

買受人との契約者報告書

大洗町長 様

卸売業者

名 称 又 は 代表者氏名

大洗町地方卸売市場条例施行規則第15条の規定により下記のとおり買受人と売買契約を締結したので報告いたします。

買氏	受	人名	住	近	契約した年 月 日	名称又は 商 号	

住所, 名称,	商号等変勇	更届			
			年	月	日
	買受住	人所			
	名 称 代表者	又は 氏名			(1)
·条例第20条第 1	項第 1 号 0	の規定に』	より変	更したの	ので届
į	記				
	-条例第20条第 1	買 受 名 称 代表者		年 翼 受 所 名称又は 代表者氏名 子条例第20条第1項第1号の規定により変	年 月 買 受 人 住 参 所 名称又は 代表者氏名 分条例第20条第1項第1号の規定により変更したの

晋	受	Y	鈭	찷	区区	41	屈
貝	'X	人		伤	觪	JL.	加

大洗町長 様

買 受 人所

名 称 又 は 代表者氏名 ®

大洗町地方卸売市場条例第20条第1項第2号の規定により買受人としての業務を廃止したので届け出ます。

- 1 廃止年月日
- 2 廃止理由

様式第19号(第17条関係)

買受人組合設立届

年 月 日

大洗町長 様

住 所

買受人組合名 代表者名

大洗町地方卸売市場条例第24条の規定により買受人組合を設立したので関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設立年月日
- 2 組合規約
- 3 役員氏名
- 4 出資金又は会費
- 5 組合員の住所, 商号, 名称及び代表者氏名

様式第20号 (第17条関係)

買受人組合及び変更届

年 月 日

大洗町長 様

住 所

買受人組合名 代表者名

1

大洗町地方卸売市場条例第24条の規定により下記資料を添えて届け出ます。

- 1 買受人組合規約
- 2 役員名簿
- 3 組合員名簿

様式第 21 号 (第 18 条関係)

販売手数料届

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は 代表者名

大洗町地方卸売市場条例第32条の規定により販売手数料を定めたので届け出ます。

記

1 販売手数料率

ア 組合船 販売金額× /1000

イ 他港船 販売金額× /1000

様式第22号(第19条関係)

月間卸売高報告書 (月分)

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は 代表者名

大洗町地方卸売市場条例第36条第3項の規定により下記のとおり報告する。

記

種別	数量	単価	金額	備	考

卸売金額には消費税額を含む。

様式第23号(第20条関係)

(表 面)

第 号

大洗町地方卸売市場業務検査員証

所 属

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日

大洗町長即

(裏 面)

- 1 大洗町地方卸売市場条例29条による業務検査をする場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人から請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は発行の日から1年とする。
- 5 異動,退職又は有効期限後は,直ちに返還しなければならない。

様式第24号(第21条関係)

市場使用許可申請書

			,	4 / //	• —			
大洗町長	様					年	月	日
八小叶及	148							
		1	住	所				
			名称ス 代表					

大洗町地方卸売市場条例(第39条、第41条第1項、第42条)の規定により大洗町地方卸売市場を下記のとおり使用したいので許可くださるよう申請いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 使用する用地、建物、その他施設の位置及び面積
- 3 使用期間

 年
 月
 日
 時
 分から

 年
 月
 日
 時
 分まで

市場使用許可書

様

大洗町長即

年 月 日付け申請のあった市場使用について、下記のとおり許可します。

記

1 許可期限 年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

2 条 件